

平成21年度資源回収事業実施団体募集

市では、資源回収を行う団体に助成金を交付しています。これは、家庭から出る新聞・雑誌、空き缶や空きびんなどを町内会・自治会などの団体が資源として回収することで、市民の皆さんの分別や減量に対する意識を高めてもらうことを目的として行っているものです。

平成21年度に資源回収事業を行う団体を募集します。希望する団体は、登録申請をしてください。
対象 町内会・自治会および子ども会などの地域で組織する団体で、営利を目的とせず、四半

期ごとに1回以上計画的に資源回収事業を行うことができる団体

対象資源物 古紙・空き缶・鉄・アルミ・空きびん
※事業所から出されたものは対象となりません。

助成単価 回収実績1kg当たり10円

申込み・問合せ 3月31日(火)までに、生活環境課窓口にある登録申請書に記入し、直接生活環境課生活環境係へ

※登録申請書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

羽村市廃棄物減量等推進審議会委員募集

「羽村市廃棄物減量等推進審議会」は、廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、一般廃棄物の減量および再利用の推進などに関する事項の審議を行います。

このたび、新たに委員を募集します。

応募資格 市内在住の18歳以上の方

※他の委員会および懇話会などで活動中の方は、応募することができません。

募集人員 2人

任期 6月1日～平成23年5月31日

開催時間 平日昼間(1回2時間程度・年5回)

報酬(日額) 9000円

応募方法 「羽村市のごみについて」の考えを、

800字程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・職

業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接生活環境課生活環境係へ
※様式は問いません。

テーマ 羽村市のごみについて

応募締切 3月19日(木)午後5時(必着)

選考方法 羽村市廃棄物減量等推進審議会委員選考委員会が審議を行い、決定します。

※作文は、選考資料とするもので公表しません。

※選考審査後、返却します。

※選考結果は、応募者全員にお知らせします。

提出先・問合せ 〒205-18601(住所記載不要) 羽村市生活環境課生活環境係

☎ 554-1292

✉ s208000@city.hamura.tokyo.jp

リサちゃんといくるちゃんのこれもやってね！
＜洗にくいものでもひと手間かければ…の巻＞

リサちゃん

大丈夫！
容器を切ってから
洗えば、簡単にき
れいになるよ！



いくるちゃん

各部屋にごみ箱3つ！



雑紙・容器包装プラスチックを
しっかり分別！

義務教育就学児医療費助成制度

小学校に入学すると「乳幼児医療費助成制度(乳)」医療証から、「義務教育就学児医療費助成制度(子)」医療証に変更となります。申請手続きを行ってください。

- 現在「乳幼児医療費助成制度(乳)」の医療証をお持ちで、4月から小学校に入学予定（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ）の方

3月31日(火)で(乳)医療証の有効期間が終了し、4月1日(水)からは、「義務教育就学児医療費助成制度(子)」の該当となります。

この制度は、義務教育就学児を対象としたもので、医療費の自己負担分3割のうち、1割を市が助成するものです。

(子)の医療証を使用するには、申請手続きが必要です。3月中旬ごろ、対象の家庭へ案内通知を送付します。必要書類を添えて手続きをしてください。

受付日時 3月16日(月)～4月30日(木)（祝日を除く）午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

※受付期間に申請した方は、4月1日(水)からの認定となります。

※5月以降も随時受け付けますが、認定は申請した日からとなります。

- 現在、小学校入学前で(乳)医療証をお持ちでない方、または小・中学校に通っているが(子)医療証をお持ちでない方

申請手続きをしてください。随時受け付けます。

※認定は申請のあった日からとなります。

▶申請に必要なもの 申請者および対象児童の保険証・印鑑（朱肉を使用する印鑑）

※平成20年1月1日現在、羽村市に住民登録をしていなかった方は「平成20年度課税（非課税）証明書」を持参してください。

▶申請先・問合せ 直接子育て支援課支援係へ



3月は道路交通環境整備強化月間

道路に看板や商品などを置くことは違法行為です。道路に違法に置かれた商品などの物品・看板・のぼり旗は、通行の妨げとなり、歩行者や自転車の転倒事故や交通事故の原因となります。

また、道路にはみ出した樹木の枝も道路標識を見えにくくするなどの通行の妨げとなります。道路に日よけ、看板、工事用施設などを出すときは、道路の占用許可が必要です。事前に申請してください。

ルールを守り、誰もが道路を安全・快適に利用できるようにしましょう。

問合せ 市道…土木課道路公園係、都道…西多摩建設事務所管理課 ☎ 0428-22-2517、国道…相武国道事務所管理第一課 ☎ 042-643-2007



交通事故を防ぐために

最近、日が暮れて、暗くなり始める夕方に歩行者と自動車との事故が増えています。

交通ルールを守り、交通事故を防ぐために次のようなことに気をつけましょう。

■自動車を運転する方は

- 暗くなる前に前照灯（ヘッドライト）を点灯する
- 交差点を右折・左折する際は徐行し、横断する歩行者や自転車がいないかを確認する

■歩行者の方は

- 明るい服装や反射材を着用する
- 自動車の運転者が自分に気付いていることを見極めてから横断する

問合せ 生活安全課交通・防犯係



地域のチカラ

地域社会は、人と人とのつながりの上に成り立っています。そのつながりは千差万別ですが、つながりを持つことでより充実した快適な生活を送ることができます。しかし、今、そのつながりが薄れてしまっているのではないのでしょうか。

人と人とのつながりが薄れることで、自分の住む地域コミュニティを維持するための役割の必要性を共有できなくなり、町内会や自治会の加入率の低下や役員のなり手がいないなどの課題が生じる可能性があります。また、日常生活の場でも、安全性への不安感、他人への不信感、社会からの疎外感、孤立感など漠然とした不安も生じてくるのではないのでしょうか。

こうした問題を解決するためには、市民の社会的なつながりや地域社会全体の人間関係の豊かさから生まれる力―「地域の力」を養っていく必要があります。人と人とのつながりが地域の力を生み出し、さらに住みやすいまちになっていくのではないのでしょうか。

◆「地域力」を高めよう！

総務省地域力創造グループ理事官 米澤朋通

⑨

◆日ごろの近所づきあいが地域を守る！

⑪

◆「餅つき」をきっかけに

川崎西町内会会長 中野政夫

⑫

◆地域の力 市民アンケート結果

⑬

